

京都市消防局訓令乙第13号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 安全衛生推進者

第8条の次に次の1条を加える。

(安全衛生推進者)

第8条の2 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者又は上司の指示を受け、第7条及び第8条に規定する業務を行うものとする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「消防学校」の右に「(消防学校支援課(以下「支援課」という。)を除く。)」を加え、「警防部装備課」を「支援課」に改め、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「及び衛生管理者」を「、衛生管理者及び安全衛生推進者」に改め、同項第3号中「その他安全衛生に係る業務に関係のある者」を「、安全衛生に係る業務に関係のある者及びその他職員で消防司令以上の階級にある者」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、「者で」の右に「、所属において互選された者のうちから」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号及び第3号の委員の数の合計数並びに第4号の委員の数は、同数とする。

第11条第5項を次のように改める。

5 安全衛生委員会の運営に関し必要な事項は、局本部等にあつては局長が、消防署にあつては消防署長が、消防分署にあつては消防分署長が定めるものとする。

別表第1 総括管理者の項中

「

装 備 課	1 人	警防部装備課長
消 防 学 校	1 人	消防学校教養課長

を

」

「

消 防 学 校 (支援課 を除く。)	1 人	消防学校教育管理課長
支 援 課	1 人	消防学校支援課長

に、

」

「分署長」を「消防分署長」に改め、同表安全管理者の項中

「

装 備 課	1 人	警防部装備課に属する担当課長又は係長
消 防 学 校	1 人	消防学校教養課に属する担当課長又は係長

を

」

「

消 防 学 校 (支援課 を除く。)	1 人	消防学校教育管理課に属する担当課長又は係長
--------------------------	-----	-----------------------

に改め、

」

同表衛生管理者の項中

「

局 本 部 (装備課 を含む。)	2 人	総務部人事課に属する係長
消 防 学 校	1 人	消防学校教養課教育管理係長

を

」

「

局本部	2人	総務部人事課に属する係長
消防学校 (支援課を除く。)	1人	消防学校教育管理課教育管理係長

に改め、

」

同項の次に次の1項を加える。

「

安全衛生 推進者	支援課	1人	消防学校支援課に属する係長
-------------	-----	----	---------------

」

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)